

三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画検討市民会議（第4回） 会議録

日 時	令和8年5月14日（木）午後6時30分から午後8時00分まで
場 所	三鷹市教育センター3階 大研修室
出 席 者	会 長：市川一宏 副 会 長：古川秋生 委 員：平井貴光、小嶋かおる、飯塚喜弘、星野博忠、五島博樹、 河原誠、佐藤円、竹川健太郎、木下久美子、柳本文貴、岩田洋子 欠席：神崎恒一、小林智子、渡辺裕一 傍 聴 人：2人 会議の公開・非公開：公開
事 務 局	伊藤健康福祉部長、川口健康福祉部調整担当部長、青山高齢者支援課長、竹内介護保険課長前田福祉Labo どんぐり山担当課長、高齢者支援課職員6人、介護保険課職員5人

【配布資料】

資料1 席次

資料2 委員名簿

資料3 基本指針及び三鷹市の人口推計

資料4 頼れる身寄りがいない高齢者への支援

資料5 人財の確保・定着の支援の充実

資料6 策定スケジュール

資料7 「令和7年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査報告書」

資料8 「令和7年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査報告書」概要版（当日配布）

【次第】

1 開会

2 職員紹介
（省略）

3 議事

（1）基本指針及び三鷹市の人口推計について

会 長： 今の介護保険制度自体が若干揺らいでいると私は認識しており、人財の確保が難しくなっていることや生活困窮の方もとても多くなっていることから、利用が抑制されている場合も想定されるなど、いろんな課題が出てきています。私は4つの自治体の計画に携わっておりますが、それぞれが持ち味をだして、今までの実績をフルに活用し、総合的に取り組んでいく時代になっており、国が指定したものをやればいいという議論ではないと思っています。

ぜひ三鷹なりの強みを持って、計画を立てていただきたいと思うところですし、委員の皆様方には積極的にご意見を頂ければと思います。新しく部長が変わったところもあり、一点お願いしたいことがございます。それは、それぞれの委員の発言に関して、きちんと議事録に残して、それに回答を出していただきたいということです。その結果、皆さんが納得できる計画が出来ると思っていますので、よろしくお願いいたします。では、本日の次第に沿って進めたいと思います。「(1)基本指針及び三鷹市の人口推計について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： 令和 32 年は高齢化がかなりはっきりしますが、年々どのような変化をしていくのか、ニーズがどのように変わっていくのかという点について着目していただいた方が良いと思います。2025 年問題が盛んに言われていましたが、今は 2040 年問題となっています。そのため、特にこの計画が立てられるこの時期にどのような変化があるかを丁寧に考えて、それに合った施策を立てていただきたいです。2025 年問題がどのような影響を与えるのか、特に生産年齢人口が減っていく中で、介護の人財はどうやって確保していくかも重要だと考えています。

(2) テーマ別討議

ア 頼れる身寄りがいない高齢者への支援

会 長： 続きまして、テーマ別討論に移ります。「ア頼れる身寄りがいない高齢者への支援」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： 身寄りの問題は、現場でも結構課題として出てきていますか。

委 員： 実際、身寄りがいない方が入院されるときや救急搬送されるときにどうするかということで、包括が少しお手伝いをするところもあります。実際今日も 1 件ありまして、救急搬送をどうするか、本人が嫌がっているがそのまま置いていって良いか等、包括職員が判断する場面が 1 か月に 1 回くらいはある状況です。実際、社会福祉協議会の権利擁護センターと一緒に動いていても間に合わず、結局後見制度を使わないままお亡くなりになる方もいらっしゃるの、これは大きな課題であると包括でも感じております。

会 長： 事業所でも実際そういう事例は出てきていますか。

委 員： ケアマネジャーの業務を担当している事業者様が、携帯が使えないとか、お金を下ろしてきてほしいなど、ご本人でもできる業務をケアマネジャーに依頼し、実際に動かれているケースがよく見られており、現在問題にもなっているシャドウワークが、とても目につきます。社会福祉協議会の方にご協力をお願いができる体制がありますが、実際にはケアマネジャーが動いている実態があるので、今後、見直しが必要となる業務であると感じております。

会 長： 民生委員も、特に救急車が来て連れて行く必要があるときに、一緒に救急車に乗ってくれと言われるケースも散見されています。何か実際の活動で困られているとか、これが大事だと思われる方はいますか。

委 員： 私の担当のところには今はそんなにいませんが、民生委員になってすぐの時、身寄りのない方は、包括を紹介しても職員を入れてくれませんでした。誰ともあまり関係を持ちたくないという感じの方で、ちょっと精神も病んでいたと思います。下駄箱や引き出しに全部紙を貼って、誰かが開けたらすぐ分かるようにして、リュックの中に全部財産を背負って歩

くような方でした。体調が悪くても病院にも行かず、色々なところにも全然連絡が行かないため、誰も受け付けないような方は一番対応に困っています。周りや社会とのつながりを持ってくればいいのですが、と思いました。

会 長： 社会福祉協議会の名前が出てきていますが、実際どのような事業をされていますか。

委 員： 「5. 都内自治体・社会福祉協議会等の取組状況」の記載の通りですが、うちでは約2年前から「あんしんみたか支援事業」として、独自財源で職員を雇用して対応しています。相談人数は、令和6年度が27人、令和7年度が49人と増加していますが、契約件数はまだ1件です。こちらは無料ではなくて、入院時の補償として60万円、葬儀費用が50万円、110万円の預託金をお預かりして契約を結ぶという内容ですが、電話でお問い合わせがあった時、有料だと使わないという方が多いと聞いています。あとは50代、60代ぐらいの方が、社会福祉協議会でやっている内容と民間でやっている内容の情報収集をされているケースが多いです。実際に身寄りがない方のお話を伺っても契約するまでには至っていない現状があります。相談を受ける中で、病院に入院されている方の支払いを、身寄りがないから社会福祉協議会でやってくれないかという話もあるとは聞きますが、現在、その制度はうちがないので、病院のワーカーが動いているような状況があると聞いています。

会 長： 医師会では、診察をしながら直面していることはありますか。

副会長： 三鷹台団地で診察をしています。1人で元気なお年寄りがかかり多いです。ずっと夫婦で暮らしてきて、徐々に年齢が上がり、どちらかが亡くなって1人になった方や、もともと1人でずっと暮らしていて、だんだん高齢化していくという方も多いですが、皆さん、本当にしっかりしていて元気な方が多いです。恐らく、だんだん自分たちが弱り、周りの助ける人が減るという情報がなかなかないので、自分が1人になって、誰かに助けてもらわなくてはならないことを想像できていないのだと思います。このことが一番の問題ではと思います。どうしても自分が弱っていくことに対して前向きに取り組むために、資料をもらおうとする人はあまりいないので、そこに力を入れて広報をしていく必要があると私は思います。

会 長： ありがとうございます。今いろいろご意見が出たので、事務局のほうで少し整理してください。ただ、元気なうちに決めようとする、逆に契約能力があると思われてしまうという問題もあるので、今後どうしていくのか、広報も含めて考えていかなくてはならないと思います。また、社会福祉協議会の事業についても、今の事業でいいのか検討していく必要があると思っています。歯科医師会、薬剤師会も何か課題はありますか。

委 員： 今、医療関係の方で話があったと思いますが、診療所や病院にかかるという意識の方は既にハードルを超えていて、あまり大きな心配はないと感じています。問題は自分の体のことを自己判断ができない状況になった時にどうするか、という点だと思います。以前から定期的に医療機関にかかっている方であれば、ある程度データがありますし、年齢的なところから家庭的な判断もつきます。医療機関に通われていない方で、なおかつ他人の介入を拒むような場合が非常に難しく、どの辺まで介入してよいかは、自治体側も判断がかなり難しいと思います。自己判断ができなくなり、体調が悪くなる前に、方向性を見出すことが必要です。現在、医師会、薬剤師会、多職種連携も含めて、健康なうちに自分の人生をどう計画するかというシステム作りを、行政と取り組んでいる最中ではあります。しかし、そこに参加できる方というのも限られていて、そこを今後どうするか、我々医療関係としても難し

い判断を迫られていると感じております。

委員： 私どもも、確実にそういった手助けが必要な人が増えている、という印象は受けております。特に我々薬局は、薬剤師がご自宅を訪問するケースが増えています、それを拒む患者さんも一定数いるという状況です。我々が入ることに対して抵抗がないというケースだと、その先も比較的うまくいくと思います。昔から顔の見える関係性、信頼づくりができていた患者さんだと、以前薬局に来ていただいていたければ、スムーズに在宅に移行できますが、最近は訪問ドクターから直接依頼が来て、薬剤師もその患者さんのことを知らない状態で入ることが多く、結構ハードルが高いと感じています。確実に身寄りのないお年寄りも増えてきている状況の中で、より早い段階で手助け等を受けられる状況やシステムづくりをもっと進めていかなければいけないと感じております。

会長： 薬剤師の場合は特に服薬管理での役割が大きいと思います。先生がおっしゃったのは、ACP、アドバンスケアプランニングという、自分が医療を受けるときにはどのような医療を受けるのかを繰り返し考えるプロセスのことです。自分の人生や命をどうするのか、とても大きなテーマになると思います。

委員： ヘルパー事業所をしているので、いろいろな困難に出会うことも多いのですが、身寄りがいない方や、ご家族がいても縁遠かったり、老々介護、認知介護だったりすると、同居者がいても難しいケースがあります。ヘルパーは時間や報酬が決められているため、やれることが限られる中、制度面では難しい部分を誰がやるのか、というところに苦慮しています。また、ある程度費用が払える方は、自費サービスを組み合わせますが、今後ヘルパー自体が非常に限られてくる中で、どこが担っていくのか心配なところです。資料も拝見しましたが、民間の終身サポート業者もいろいろあり、高額なお金でどこまで信頼できるのかといったところもあります。ガイドラインを作成し、それに対して、第二種社会福祉事業を実施していくという話だと思いますが、あまり厳密にガイドラインが細くなりすぎて使いにくいものになるのもどうかと思います。権利擁護もちろん大事で、社会福祉協議会もいい仕組みだと思いますが、なかなか利用につながっていないのも残念でした。「5. 都内自治体・社会福祉協議会等の取組状況」の表について、私たちも居住支援の中で、住まいの相談窓口や家探しの手伝い、その後の見守りや亡くなった後の片付けなどもやっています。一方で、居住支援という枠でやりながら、終身サポートや手続き支援も出てきて、色々なものが重なっているのはどうかと思います。人がいない中で、各現場でやるが増えてしまっているところをうまく整理できれば良いと思いました。

会長： 関係者の方々が意見をおっしゃいましたが、いかがでしょうか。

委員： 終身サポートは、犯罪が多そうな感じがします。身元の確認や資格の有無など、仕組みはありますか。

事務局： 民間で契約する事業なので、推測の部分を含みますが、厳格に業者の身元などは求められていないように思います。それもあつてのことかと思いますが、令和6年6月に複数の省庁連名で、(高齢者等終身事業者サポート)ガイドラインをつくっております。一般の契約事務に比べて、利用者の保護の必要性が非常に高い民法や消費者、契約法などの記述を踏まえることが求められていますが、すべての事業者様が法律等に精通していない問題からだと思いますが、適正な事業に期するために、ガイドラインが示されております。

委員： 目の前にお金があると、50円でも100円でも盗んでしまうことが多いのではないでしょ

うか。その方の情報をすべて分かっている状態で契約はしていたとしても、身寄りがなければ周りの方から訴えられ責任を追及されることもないでしょうから、犯罪が多発しそうだと感じてご質問させて頂きました。

会 長： 率直に言えばその危険性はあるため、積極的に確認すべきことだと思います。実は東京都社会福祉協議会では、総合企画委員会が提案して、身寄りがいない方たちにどのような支援をしていくのか、意見聴取に入っています。東京都と社会福祉協議会は、多数の事業者が入っているため、特にソーシャルワーカー・ケアワーカーの方に法的な知識がないとできないチェックや、後見制度などは、共同してやっていくことが不可欠であると思っています。その中で行政の役割はどのようにするのか、公共性や正当性について行政がどう関わって仕組みを作るのかということは、当然テーマに上がってくるだろうと思います。身元の問題は全部行政丸投げもできないため、共同してその軸に行政がどう関わるか、色々とところが取り組んでいると考えられると思います。

委 員： 難しい話でしたが、毎月医者にかかっている方は安心と伺ったのと、地域で住民協議会や地域ケアネットワークに関わる方は安心しておりますが、現在、地域のつながりが非常になくなっている中、どんな人がいるのか、名前を知らない方がとても多くなっています。私たちは、繋がりがいい方を知ることができない、一軒一軒訪ねることができない、他の方がどういう形でそういう方をご存知なのかというのは、とても興味深い内容でした。

イ 人財の確保・定着の支援の充実

会 長： では、続きましての「イ人財確保定着の支援の充実」について、資料に基づいて報告をお願いします。

事務局： （説明）

会 長： 実効性が本当に担保できるかどうかは、実際はこれからのことになるのでしょうか。事業者の方、医師会、市民の方、ご意見があるようでしたら、おっしゃっていただきたいと思います。

委 員： 以前から少し考えていたことなのですが、テレビで母子家庭の貧困をよく目にしており、ひとり親家庭の子育ての際に、子どもの体調の影響で仕事が減っている状況があります。その一方で、高齢者の施設では働き手のヘルパーがいないから、部屋が空いていると耳にした時、そういう部屋に、母子家庭の人たちを入れて、お母さんに働いてもらえば子どもの面倒もみられるのではないかと考えました。子どもがいることによって、お年寄りたちも元気になり、お母さんたちは、働きながらヘルパーの資格を取ることができます。子どもが成長したら、訪問介護の仕事もできるように、その資格を持つためにも。普通の母子家庭で働いている方たちは、資格を取るにも取れない状況なので、住み込みで働きながら、資格を取得することができたらいいのではと思います。

会 長： 今のアイデアは、議事録にとどめて、可能かどうかを議論していければと思います。とてもいいと思います。

委 員： ヘルパー事業では苦勞しながら人を集めているところで、今のお話も、介護職はひとり親や母子の方が多いいので、そういう方が集まって休みやすくすることや、お互いに子どもを見合い、縦割りをなくすことは大事だと思っています。総合事業の家事援助ヘルパーとして三鷹市でもふれあい支援員という方がいらっしゃいますが、ふれあい支援員をひとり親のヘル

パーとして、逆に活躍いただいたり、自費でペットケアをやってみたり、片付けや整理をしてもらったりとか、障がいや難病、子どもと高齢者のケアを協力しながらやってみたりとか。人がいなくなる中で、1人のヘルパーや介護職、子育ても含めてケアをしている人が、お互いに自分たちでやっていることを持ち寄りながら、繋がっていけるといいのではないかと思います。あと「みたか多世代のいえ」は、現在シニア16世帯と4つの母子世帯と、2人の若者が住んでいて、助け合いを実践していますが、なかなか大変とも聞いています。

会 長： 別の事業所では、がんにかかった患者、高齢者に対して、料金は少し上乘せになりますが、ヘルパーの賃金を少し上げていくということは前からやっていたよね。

委 員： 指名制のヘルパーをやってみたり、自費になりますがヘルパーを選んでそのスキルや経験を生かすことで報酬が上がるような形を作るなど、色々な手を尽くしています。介護サービス事業所従業員の過不足状況は、これだけ見ると切迫感がない気もしますが、ただ事務局がおっしゃるように、ヘルパーについては非常に追い込まれていると思います。令和7年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査報告書の212ページに、介護サービス事業所の過不足状況が「大いに不足」と回答した14.3%の内訳が出ていて、「訪問介護員」に限っては68.8%が「大いに不足」です。「介護職員」で言えば、29.2%、全体で14.3%となっているのですが、ヘルパーの方がもう崩壊しかかっているということが、見立てとしては正しいのではないかと思います。205ページは、訪問系の年収支が悪くなっている理由について聞いている項目ですが、報酬改定以上に職員不足で受け入れを制限しており、依頼やニーズはあっても、断らざるを得ない状況になっています。訪問介護事業所も、月に40件ぐらいは、ヘルパー不足のためお断りするという状況になっています。ますますヘルパーも高齢化しているので、様々な知恵を使ってなんとかする必要があると思っています。資料5「4. 介護人材確保定着に関する国の動向」とありますが、ここでプラットフォームが挙げられていますが、福祉人材センターやハローワーク、養成学校がうまく機能していないと思います。人材派遣や紹介、単発バイトにお金を払って採用していて民間の人材ビジネスばかりにお金が流れ、公的なところが全く機能していないように思います。少ない介護報酬ですら民間の人材ビジネスに頼らざるを得ない構造になっているのが問題で、大きく構造を変えないと難しいと思っています。あと1つ質問ですが、介護事業者地域連携推進事業「小規模れんれん」について、どういった内容かを伺えればと思います。

事務局： 「小規模れんれん」は、市内の、法人として19人以下の小規模の事業者の方が集まって、情報交換などを行っている連絡会になります。法人単位で実施していますが、今はもう少し緩くなり、事業所単位で19人以下の場合でも、一緒に情報交換をしています。小さな事業所は多忙により情報を得る機会もなかったりするので、ここに参加をして、補助金などの情報交換ができる場所になっています。今は4つの事業を実施しておりまして、弁護士の無料相談や「小規模れんれん」に入った方が受け放題になる、オンラインの研修を受けられる事業があります。管理者が忙しいため、オンラインで法定研修を受けたりしていただけます。勉強会・定例会なども行っています。

会 長： 「小規模れんれん」について、いいことをやっているの、そのことを皆さんがわかるように周知をするとよいと思います。小規模事業所が廃止になると、地域の支援システムが崩壊してしまうと思うので、この取組は、ぜひ表に出してやっていただきたいと思います。そして、事業者連絡協議会と連携したり、専門職でケアをしていらっしゃる方たちの要望を、

少し踏み込んで考えていく必要があると思うのですが、どう思いますか。

委員： 私がいる事業所には、地域包括支援センターと、ケアマネの事業所とヘルパーの事業所がありますが、どの部署も基本的に人財不足になっていて、疲弊する職員も増えてきています。管理職、リーダー職がフォローする体制を作っている最中ですが、どうしても小さな事業所だけでは賄いきれない部分もあると感じています。特にケアマネジャーに関しては、三鷹市で働くとこれだけ魅力的な事業所がたくさんあるという取組を、事業者連絡協議会の居宅部会でも、現在行っています。研修なども行っていますが、なかなか響いてないのが現状で、市と一緒に取組ができればいいかなと思っています。

会長： ある区の事業者協議会で講演をした際、地域でケアが必要だということを中学生でもわかるような内容で訴え、理解の促進をしたいという意見が出て、行政と社会福祉協議会も含めて取り組んでいきたいという議論もありました。

委員： 先々を見通して、小・中学生を対象に、高齢者施設での職場体験の機会を作るため、現在事業者連絡協議会の施設部会で動いているという状況がございます。今すぐ採用につながりなくとも、将来働く年齢になったときに、介護の業界を選択肢の1つに入れていただけるような施策を進めております。資料の説明の中で、データがあればいただきたいと思いますが、新規で採用した訪問介護員の数や、退職している数と理由、どれぐらいの方が新規で採用して定着しているのか、定着率がどれぐらいで今の数字があるのかも気になる場所でした。また、福祉のしごと相談・面接会は年に1回実施をしています。事業者連絡協議会としては、もう少し回数を増やしていきたいという要望を出していますが、ハローワークの日程が取れず、まだ年に一回しかできていない実態がございます。毎年の来場者数を見ていると、約50人は福祉のしごと相談・面接会に来られている実態があることから、回数を増やす取組もできれば、新規の採用者数も増やしていけると感じているので、ひとつ検討していただけると嬉しいです。

事務局： 今回行いました令和7年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査で、お手元の報告書210ページをご覧ください。職員の採用、離職の状況について、介護サービス事業所に従事する訪問介護員と介護職員の採用者数と離職者数、採用率、離職率を載せてございます。隣の211ページには、離職者についての勤続年数別の人数をそれぞれ載せております。

会長： 数字上は調査結果に基づいて説明があったということですが、福祉のしごと相談・面接会の回数や施策を今後の1つの検討課題として捉えるべきであり、それが定着に繋がると思えますか。

委員： 福祉のしごと相談・面接会の回数を増やすことによって、新規の訪問介護員の採用数は増やせるのではないかと考えております。

会長： わかりました。選択肢としては、十分成り立つということですね。

委員： シニアクラブ連合会は、会員の中で約半数の人が顔を出していただけます。その方々は、比較的元気な方で、いわゆる離職後のフレイル予防には、かなり効果がある活動をしていると考えています。しかし会員になってくださる方々が年々減少しており、私どもにはその理由に対して調査する力がありません。それから、会員の中で半数の方が、活動には参加していません。そういう方に関しては、年に一回はお菓子でも持って行って、お顔だけは見る努力をしていますが、実際のウォーキングやカラオケ、囲碁などには参加していただけません。その理由はいろいろあるようですが、積極的にシニアクラブに参加していただいて、利用し

ていただきたいです。せっかく三鷹市から補助をいただいているので、これを有効活用する方法をいろいろ考えています。また、例えば病気や認知症になっても、包括などにすぐに行かない方は多いです。包括やケアマネジャーという言葉は知っていても、実際には本当に困ってからでないと行かないのだと思います。

会 長： 介護予防は孤立予防でもありますので、関わっている場所があるというのは、とても大事なことだと思いますし、介護予防の施策の中で、ぜひ今みたいな意見も参考にさせて頂きながら、多様な社会参加について進めていくという視点も明記すべきであると思います。

4 その他

会 長： その他ですが何かございますか。では最後に事務局の方から皆さんにご挨拶をして頂き閉会とさせていただきます。次回はいつですか。

事務局： 事務局より、次回の第5回の検討市民会議について報告させていただきます。次回は、7月22日水曜日、時間帯は今日と同じ午後6時30分から、場所は教育センター大研修室で行う予定です。詳細につきましては、後日文書にて連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局： 本日は、長時間にわたり、皆様からいろいろなご意見をいただきました。ありがとうございます。頼れる身寄りがない高齢者の支援につきましては、元気なうちに対策を、ということで、今、自分の人生、命をどう考えていくか、そのための対策として、周知みたいなものが必要だろうというご意見もございました。また、本人の支援を拒否、遠慮しているケースで、どう対応していくかという中で、地域のつながりをどうやって作っていくかということも重要になってくると思います。また、実際に病院への搬送など、ケアマネジャーや民生委員が、判断に迷って対応していただいているというようなケースがあり、そういった本人の個人の尊厳や意思確認についてどのように対応していくか、また、そのための対応をしていくというご意見もありました。また、人財の確保につきましては、ひとり親家庭の資格取得や市の取組を表に出し、分かりやすく、より一層の周知をしてほしいというご意見がありました。またカスハラ問題については、支援する人を守っていくことも重要と考えております。いただいたご意見はまた、次回以降で重ねて検討し、最終的に計画に反映できるように努めていきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

5 閉会

会 長： では、これをもちまして終わりにさせていただきますが、私としましては、皆様とのご意見を反映させたい、そういう委員会でありたいと思っています。そしてそれに対して、行政が答えて、了解を得て進めていく考えでおります。そのための役割を果たさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。では、これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。